

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月15日 広島法務局尾道支局 登記官 山本勝宏

記

意見又は資料の提出先 広島法務局尾道支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2403-2026-0001	尾道市木ノ庄町木梨字馬場谷136-1	畑	49
2403-2026-0002	尾道市木ノ庄町木梨字馬場谷153	雑種地	3・30
2403-2026-0003	尾道市木ノ庄町木梨字家城20419	山林 墓地	899・91
2403-2026-0004	尾道市木ノ庄町木梨字森脇464-4	公衆用道路	6・61
2403-2026-0005	尾道市木ノ庄町木梨字馬場谷150	畑	79
2403-2026-0006	尾道市木ノ庄町木梨字並塚360	墓地	13
2403-2026-0007	尾道市木ノ庄町木梨字家城東平20502	雑種地	23
2403-2026-0008	尾道市木ノ庄町木梨字家城乙20420	墓地	26
2403-2026-0009	尾道市木ノ庄町木梨字野稲谷2481	ため池	363